

E T C 休日特別割引「乗継特例」について

料金所の料金表示器には、E T C 休日特別割引の「乗継特例」を適用した料金は表示されません。

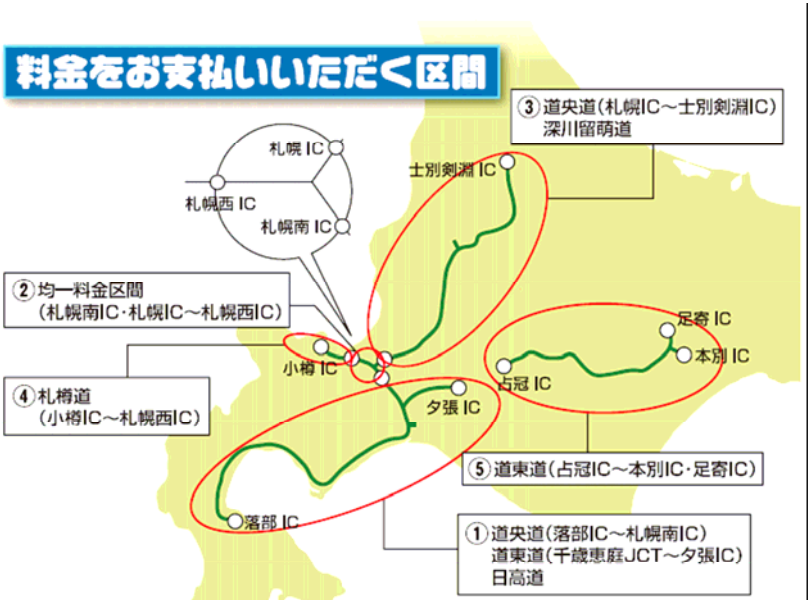
「乗継特例」とは

休日特別割引を適用して複数の料金をお支払いいただく区間を連続走行した場合に、区間ごとの料金を合算して上限 1,000 円とする措置です。



料金所の料金表示器（路側表示器）

- ・「乗継特例」を適用した料金は、ご請求時に反映いたします。
- ・料金所通過時の料金表示や E T C 利用照会サービスでは乗継特例適用前の料金額での表示となりますので、ご理解願います。



～ の区間（赤マル）ごとに料金を計算します。

均一料金区間（ ）は入口で料金をお支払いいただきます。 ・ ・ の区間から均一料金区間へ走行する場合（札幌南本線・札幌本線・札幌西本線）は、それぞれ双方の区間の料金を併せていただきます。

休日特別割引「乗継特例」の料金表示 Q&A

問1 なぜ、合算(乗継特例を適用)して上限 1,000 円の表示をしないのですか？

答1 高速道路は、料金をお支払いいただく区間ごとに料金を精算しています。

休日特別割引の「乗継特例」は、まず、各区間ごとに課金処理を行い、その後の処理で複数区間を連続走行した場合に、上限 1,000 円とするものです。(各区間ごとに料金精算を行うため、複数区間の走行を寄せ集め連続走行の適否及び複数区間の料金精算額合計と上限 1,000 円と比較する必要があるためです。)

よって、料金所の路側表示器や利用照会サービスには、料金をお支払いいただく区間ごとの料金が表示されます。

問2 合算(乗継特例を適用)して 1,000 円になっているかは、どのように確認すればよいのですか？

答2 ETC カード会社からの請求時にご確認をお願いします。

問3 この表示は改善される予定はありますか？

答3 お客様の走行後の処理において、複数区間の連続走行の適否及び料金(上限 1,000 円)処理を行う必要があるため、料金表示方法の変更は予定しておりません。(休日特別割引は平成 23 年 3 月 27 日(日)まで実施される予定です。)

問4 普通車で旭川鷹栖 千歳間を利用しました。札幌本線料金所で 1,200 円、千歳で 450 円の料金表示が出ましたが、どういう内訳なのでしょうか？

答4

札幌本線料金所の料金表示 1,200 円がなされるのは、旭川鷹栖～札幌間の割引料金(上限 1,000 円)と均一料金区間の 5 割引計算の料金(200 円)の合計額です。

千歳の 450 円の表示は、札幌南～千歳間 850 円の 5 割引計算の料金です。(上限 1,000 円に満たないため)

ご請求時には上限 1,000 円を反映いたします。

	旭川鷹栖	札幌本線	札幌南本線	千歳
通常料金	3,250円	400円		850円
乗継特例適用前 (表示額)	1,000円	200円		450円
乗継特例適用後 (請求額)	合算額が1,000円を超えるので			1,000円



<http://www.driveplaza.com>

